



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(33)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則..... 1

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則..... 3

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則.....10

山形県人事委員会規則 5 - 7 (育児休業に係る給与に関する規則)の一部を改正する規則.....12

山形県人事委員会規則 6 - 3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則14 - 1 (職員団体の登録に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....14

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

第2条中「及び給与係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

「総合政策室長

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級2の欄中 建設業調整室長 を「総合政策室長」に改め、同
工事検査室長」

「室 長

項職級3の欄中 「危機管理室長、総合政策室長、建設業調整室長及び工事検査室長を除く。」

「室 長

を 「危機管理室長及び総合政策室長を除く。」 に改め、同項職級4の欄中

「」に改め、研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「園芸試験場長 農業研究研修センター副総長」を「園芸試験場長 農業研究研修センター副総長」に改め、医療職給料表(2)適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「総合支庁の課長〔検査課長を除く。〕」を

「総合支庁の課長〔検査課長を除く。〕」に改め、同項職級4の欄中「食肉衛生検査所の次長及び支所長 家畜保健衛生所の次長」を最上保健所の生活衛生室長 総合支庁の生活衛生室長

「食肉衛生検査所の次長及び支所長」に、技術補佐を「最上保健所の検査室長 課長補佐」に改め、医療総合支庁の室長〔生活衛生室長を除く。〕

職給料表(3)適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「主幹」を「総合支庁の課長」に改め、同項職級4の欄中「技術補佐」を「課長補佐」に改め、病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級3の欄中「看護部長」「副院長」に改め、別表第3医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級3の欄中「衛生研究所の専門員」を「衛生研究所の専門員及び専門研究員」に改め、医師及び歯科医師の職の病院事業管理者の病院の項職級3の欄中「がん・生活習慣病センターの副部長及び科長」を「がん・生活習慣病センターの副部長、科長及び専門研究員」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

第2条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 財団法人山形県産業技術振興機構
第8条中「第4条、」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第42条第2号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

第75条第2号中「という。)」を「という。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「地方独立行政法人」という。))に、「独立行政法人、」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人、」に改める。

第77条第3項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第79条第1項及び第2項中「独立行政法人」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人」に改める。

第79条の2第2項中「独立行政法人」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人」に改める。

第85条第1号中「独立行政法人」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人」に改める。

別表第1のイの表7級の項標準的な職務の欄第1項及び第7項中「、技術補佐、室長補佐又は主幹補佐」を「又は室長補佐」に改め、同表10級の項標準的な職務の欄第1項中「、総合政策室長、建設業調整室長又は工事検査室長」を「又は総合政策室長」に改め、同表11級の項標準的な職務の欄中第6項を削る。

別表第1のロの表5級の項標準的な職務の欄第2項中「技術補佐」を「課長補佐」に改め、同表6級の項標準的な職務の欄第4項中「技術補佐」を「課長補佐」に改める。

別表第1のヌの表5級の項標準的な職務の欄第2項中「技術補佐」を「課長補佐」に改め、同表6級の項標準的な職務の欄第1項中「主幹」を「課長」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9

給料の調整を行う職及び調整数表

勤務箇所	職	員	調整数
1 保健医療大学	大学院保健医療学研究科の授業を常時担当する教授、助教授及び講師		1
2 福祉相談センター及び庄内児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを常例とする職員((2)に掲げる者を除く。)		2
	(2) 所長及び保護主幹		1
3 乳児院	(1) 保育士		2
	(2) 院長、看護師及び准看護師		1
4 朝日学園	(1) 児童と起居をともにする児童自立支援専門員		4
	(2) 児童自立支援専門員((1)に掲げる者を除く。)及び児童生活支援員		3
	(3) 園長		2
	(4) 事務職員		1
5 総合療育訓練センター	(1) 専ら放射線業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第2に掲げる業務をいう。以下同じ。)に従事する職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者を除く。)		3
	(2) 所長及び医師((1)に掲げる者を除く。)		2
	(3) 肢体不自由児又は肢体不自由者を専ら収容する病棟に勤務する看護師及び准看護師		
	(4) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びあん摩マッサージ指圧師		
	(5) 専ら放射線業務に従事する職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。)		
	(6) 専ら病理細菌検査に従事する職員		
	(7) 指導員及び相談員		
	(8) 看護師及び准看護師((3)及び(5)に掲げる者並びに総看護師長を除く。)		1
	(9) 保健師及び歯科衛生士		
	(10) 児童と直接接することを常例とする事務職員		
6 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	(1) 指導員及び保育士		3
	(2) 園長		2

	(3) 副園長、事務職員、栄養士及び保健師	1
7 健康福祉部保健業務課	麻薬取締りを職務とする職員	3
8 衛生研究所	専ら病理細菌検査に従事する職員	2
9 食肉衛生検査所	(1) と畜検査に従事する職員((2)に掲げる者を除く。)	3
	(2) 所長	1
10 総合支庁	(1) 専ら放射線業務に従事する職員	3
	(2) 専ら病理細菌検査に従事する職員	2
	(3) ダム管理業務に従事する職員	1
11 警察本部航空隊	(1) 回転翼航空機の操縦業務に従事する職員	3
	(2) 回転翼航空機の整備業務に従事する職員	1
12 県立盲学校、同ろう学校及び同養護学校(分校を含む。)	(1) 校長、教頭、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	2
	(2) 特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師	
	(3) 教諭、助教諭、講師((2)に掲げる者を除く。)、事務職員及び学校栄養職員	1
13 小学校及び中学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事する教育職給料表(2)の適用を受ける職員	2
	(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の21第1項に規定する児童又は生徒に対する特殊教育に直接従事する教育職給料表(2)の適用を受ける職員	

別表第10中

「	総合政策室長 建設業調整室長 工事検査室長	を
」		
「	総合政策室長	に、
」		
「	医療監	を
」		
「	参事 医療監	に、
」		
「	次長(支給割合6種のものを除く。) 総務課長 福祉課長(庄内総合支庁を除く。) 保健企画課長(庄内総合支庁に限る。) 産業経済総務課長 家畜保健衛生課長	3種 (部付 主幹の うち人 事委員 会と協
」		

		水産課長 建設総務課長 部付主幹	議して 定める ものに あつて は4種)	を
「		次長(支給割合6種のものを除く。) 総務課長 福祉課長(最上総合支庁及び庄内総合支庁を 除く。) 保健企画課長(最上総合支庁及び庄内総合支 庁に限る。) 産業経済総務課長 家畜保健衛生課長 水産課長 建設総務課長	3種	に、
「		課長(支給割合3種、5種及び6種のもの並 びに人事委員会の定める職を除く。) 主幹(支給割合6種のものを除く。) 室長(出納、産業企画、商工労働観光の各室 長に限る。)	4種	を
「		課長(支給割合3種、5種及び6種のもの並 びに人事委員会の定める職を除く。) 主幹(支給割合6種のものを除く。) 部付主幹 室長(出納、生活衛生及び産業企画の各室長 に限る。) 副所長	4種 (課長 のうち 人事委 員会と 協議し て定め るもの にあつ ては3 種)	に、
「		次長 主幹	4種	を
「		副所長 主幹	3種 4種	に、
「	自動車税事務所	所長	4種	を
「	自動車税事務所	所長	3種	に、

	副館長	4種	を	
	副館長	3種	に、	
国民文化祭推進事務局	局長	1種	を	
	局次長	3種		
	環境科学研究センター	所長		1種
		副所長 主幹		4種
環境科学研究センター	所長	1種	に、	
	副所長	3種		
	主幹	4種		
	学科長		を	
	学科長 研究科長		に、	
総合療育訓練センター	所長 事務局長	1種	を	
	総務療育部長 支所長	4種		
	総看護師長	5種		
	乳児院	院長		4種
最上学園	園長	4種		
やまなみ学園	園長	4種		
鳥海学園	園長	4種		
朝日学園	園長	4種		
	主幹			
乳児院	院長	4種		
朝日学園	園長	4種		

総合療育訓練センター	所長 事務局長	1種	に、
	総務療育部長 支所長	4種	
	総看護師長	5種	
最上学園	園長	4種	
やまなみ学園	園長	4種	
鳥海学園	園長	4種	
	副所長 場長 室長 主幹	4種	を
	副所長 場長 室長 主幹 所付主幹	4種 (所付主幹のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	に、
	事務局次長 教務学生主幹	4種	を
	主幹(支給割合4種のものを除く。)	6種	
	事務局次長 主幹(支給割合6種のものを除く。)	4種	に、
	主幹(人事委員会の定めるものに限る。)	6種	
	副校長 教務学生主幹	4種	を
	主幹(支給割合4種のものを除く。)	6種	
	副校長 主幹(支給割合6種のものを除く。)	4種	に、
	主幹(人事委員会の定めるものに限る。)	6種	

庄内職業能力開発センター	所 長	4 種	を
	最上高等技術専門学校	校 長	
庄内職業能力開発センター	所 長	4 種	に、
	副 場 長 主 幹	4 種	を
	副 場 長 主 幹	4 種 (副場長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	に、
	主 幹	3 種	を
	主 幹	4 種	に、
	理 事	特1種	を
	教育次長	1 種	
	教育次長	1 種	に、
	保健主幹 競技強化主幹		を
	保健主幹		に、
博 物 館	館 長	1 種	を
	副 館 長 主 幹	4 種	

博物館	館長	1種	に改める。
	副館長	4種	

別表第15のイの表中

村山市立富並小学校 同 大高根中学校		を
村山市立富並小学校		に、
大石田町立次年年子小学校 新庄市立萩野小学校土内分校		を
大石田町立次年年子小学校		に改める。

(山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則(平成16年2月27日)の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則(平成16年2月27日)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の前月の途中から引き続いて地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項、職員の分限に関する条例(昭和40年3月県条例第11号)第2条並びに市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例(昭和31年9月県条例第61号)第2条及び第6条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号)第2条第1項の規定により派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第96条の4第2項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

第2条第5号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

別記様式(1)を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-7(育児休業に係る給与に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

各号列記以外の部分中「第5条の2」を「第5条の3」に改め、第1号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改め、第3号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

第3条第4項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人第10条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-1(職員団体の登録に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

別記様式第3号中「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

第1条中「及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の5第3項」を削る。

別表知事部局本庁の項職の欄中「工事検査室」を「工事検査課」に、「秘書室長補佐、調整専門員(新行財政システム推進課に置くもので行財政改革に関する事務を担当するものに限る。)」を「行革推進専門員」に、「県有財産管理主査」を「県有財産管理主査、施設管理主査」に改め、「及び新行財政システム推進課に置くもの」を削り、同表知事部局出先機関職員研修所の項職の欄中「次長」を「副所長」に改め、同表中

米沢女子短期大学	学長、事務局長、事務局次長	を
国民文化祭推進事務局	事務局長、次長、課長、課長補佐(総務を担当するものに限る。)	

「	米沢女子短期大学	学長、事務局長、事務局次長	」	に、
「	保健医療大学	学長、事務局長、事務局次長	」	を
	保健医療大学短期大学	学長		
「	保健医療大学	学長、事務局長、事務局次長	」	に、
「	総合療育訓練センター	所長、支所長、事務局長、総務療育部長、診療部長、課長、総看護師長	」	を
	鶴岡乳児院	院長、副院長		
	最上学園	園長、副園長		
	やまなみ学園	園長、副園長		
	鳥海学園	園長、副園長		
	朝日学園	園長		
「	鶴岡乳児院	院長、副院長	」	に、
	朝日学園	園長		
	総合療育訓練センター	所長、支所長、事務局長、総務療育部長、診療部長、課長、総看護師長		
	最上学園	園長、副園長		
	やまなみ学園	園長、副園長		
	鳥海学園	園長、副園長		
「	山形職業能力開発専門学校	校長、庄内職業能力開発センター所長	」	を
	高等技術専門学校	校長		
「	山形職業能力開発専門学校	校長、庄内職業能力開発センター所長	」	に、
「	ダム建設事務所	所長	」	を
	山形空港事務所	所長、副所長		

「	山形空港事務所	所長、副所長	に改
	ダム建設事務所	所長	

め、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「保健企画課に置くもの」を「医薬事室長及び検査室長」に、「主幹」を「主幹(部付主幹を除く。)」に、「事務所長」を「事務所長、副所長」に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「、理事」を削り、「行政主査」を「行政主査、給与主査」に改め、「、行政管理係長」を削り、同表人事委員会事務局の項職の欄中「審査任用専門員、企画主査」を「企画審査専門員、企画審査主査」に改め、「、給与係長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

第1条中「及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の5第3項」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。